



227号
2018年
11月30日

発行所 岡山大学職員組合
〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1
電話 086-252-1111 (代)
7168 (内線)
直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

目次： 1~2：要求書と回答 3：全大教単組代表者会議報告 3~4：単組だより（農） 4：旅行記

10/24 給与引き上げ等に関する要求書を提出



2018 年度の人事院勧告はわずかですがプラス勧告でした。岡山大学職員組合はこの人事院勧告への対応をはじめとして各単組から上がってきたさまざまな要求をまとめた以下の要求書を提出して団体交渉を求めています。団体交渉は 12 月 10 日に行われる予定です。

- 2018 年度の人事院勧告を最低水準としそれ以上の賃金改善を行うこと。
- これまでの人事凍結、予算カットによる弊害を全学で調査すること。
補足説明：予算カットによる予算不足、人事凍結による教員の欠員により、講義や学生実験・実習の維持が困難になりかねない事例がでており、看過できない状況になっています。全学での緊急の実態調査とその結果に対する対策を求めます。
- 年俸制についての制度の改善を行うこと。具体的には以下の改善を行うこと。
 - 新規採用・昇任時に年俸制と月給制のどちらにするかを自由に選択できるようにすること。
 - 年俸制の基本年俸は、現状では職階が変わらない限り固定だが、例えば 3 年ごとに基本年俸のグレードを上げるなど、岡山大学へ来てからの貢献に報いる制度とすること。
 - 年俸制の職員に対しても扶養手当と住居手当を月給制と同様に支給する制度とすること。
 - 公募の結果内部者が昇任する際には、公募により外部から新任者が着任する場合と同ルールで年俸グレードを決定するようにすること。
 - 新規採用時には岡山大学の年俸制について丁寧に説明すること。
- 夜間看護手当の増額、および、夜間看護手当の改善を行うこと。
補足説明：今年度、国立大学病院の方針に沿って、岡山大学病院でも速やかに夜勤手当が増額されたことは誠に喜ばしく、その決定に敬意を表します。しかし、従来から、私どもが指摘しているように、他の国立大学病院と比較し未だ相当低い状態にあります。速やかに、他大学並みになるよう増額するよう求めます。
また、病院の夜間勤務体制については、3 交代職場から 2 交代職場が大変増え体制に大きな変化があります。現在 8 回を超えての夜勤に行われている夜勤手当の増額について、2 交代夜勤職場に関しては、月 4 回を超えて夜勤を行った場合は、2,000 円増額の対象となるよう改善を求めます。
- 職員が休日に試験監督を行う際、託児所に子どもを預ける必要があるときはそのための費用を大学が負担すること。
- WTT 制度について通勤手当を支給すること。
- 事務業務量の削減に努めること。
- これまでの団体交渉において「検討する」との回答があった以下の 2 点についての検討結果の回答を早急に行うこと。
 - 2017 年に実施された配偶者手当削減に対する代償措置
 - 2018 年に実施された退職金削減に対する代償措置



10/23 4 学期制における学期またがりの講義に関する要求書を提出

11/13 大学からの回答書を受領



4 学期制における学期またがりの講義について岡山大学職員組合が 5 月に出した質問書に対し、高橋理事は必要のある講義は学期またがりにできるとの回答を行いました。そこで岡山大学職員組合は 10 月 23 日に学期またがりの講義ができるということを周知する要求書を提出しました。それに対して回答が来ましたので要求書と回答書を掲載します。

<要求書>

2018 年 5 月 19 日付の組合からの要求書に対する 2018 年 6 月 27 日付の回答で高橋理事は、学期またがりの講義について「現在でも、60 分授業・4 学期制をとっている各部局それぞれでカリキュラムを検討した結果、1,2 学期あるいは 3,4 学期またがりで開講している講義はあります。これら学期またがりの講義のシラバスは、学期ごとではなく 2 学期を通してのシラバス内容になっているかと思えます。」と述べています。つまりカリキュラムの必要性があれば 1,2 学期あるいは 3,4 学期と 2 学期連続の講義を開講することができるという意味だと解釈します。しかし、実際には 4 学期制の導入時、カリキュラム上必要であると訴えても 2 学期連続の開講が許可されなかった講義がいくつもあり、現在もそのままになっています。これらの講義では形式上内容を二つに分け、学期ごとに別々の講義名をつけ、シラバスも二つ作成し、学期ごとに試験を行って成績評価をしており、教員にとって非常に負担になっております。また連続した一つの内容を二つに分けたからといって学生の教育の質が上がるわけでもありません。カリキュラム上の必要があるならば 2 学期連続の講義を開講して良いということを広く周知することを求めます。回答は 11 月 16 日までをお願いします。

要求事項 4 学期制において、2 学期連続の講義を開講することができるということと必要ならば現在学期ごとに別々の科目となっている授業を 2 学期連続の一つの講義にすることができるということを各部局に周知すること。また 2 学期連続の授業では 2 学期連続で一つの講義なのでシラバスも一つでよく、成績評価も 2 学期連続の後の方の学期が終わった後に行えばよいということを周知すること。

<回答書>

4 学期制の導入にあたって、半期 16 週で行っていた授業科目を単に 2 つに分けるのではなく、授業方法の改善や工夫により 8 週で実施していただくように依頼し、それでもなお 16 週での実施が適切である科目については、学期またがりでの実施を認めてきたところです。

現在 1 学期 8 週にて開講している科目で、部局にてその必要性を吟味した結果、2 学期 16 週にて開講する方が有益であると判断される科目がある場合は、理由を添えて全学教育・学生支援機構長宛に申請いただければ、審議の上、可否について回答しています。また、16 週で開講する科目においても中間等適切な時期に、適切な方法により学生の状況を把握いただくよう併せて依頼しています。このことについて改めての周知が必要な場合は、適宜対応します。なお、今回の要求事項のように、カリキュラムやシラバス等の具体的な事項に関わる場合は、各学部の教務委員長等を通して、全学教育・学生支援機構長宛に意見を提出いただければ対応します。

この回答をみると、これまでの制度となんら変わったところはありません。4 学期制の開始当初から手続きとしてここで回答されているものはありました。しかし、実質的に学期またがりの講義はほとんど認められていません。今回の回答を見ても結局は制度はあれどそれを使うことはできないのではないかという懸念があります。

ただ今回の回答で必要があれば認めるということが再確認できたので、必要のある講義は是非学期またがりにしたいとの申請をしていきましょう。4 学期制も 3 年目となりその功罪もはっきりしてきています。4 学期制に向けた講義もあれば向かない講義もあることは、実際に講義を行なっているわれわれ教員には実感としてわかることでしょう。学期またがりの方が効果があがると思われる講義はたくさんあると思います。是非積極的な申請をお願いします。



全大教九州，中国・四国単組代表者会議報告



全大教の合同地区別代表者会議が、10月27日～28日の2日間にわたって岡山のオルガホール4階会議室にて開催されました。中国・四国，九州地区の12単組より全大教中執等とあわせて23名の参加がありました。

今回は、「大学・高等教育の充実」，「賃金・労働条件」，「組織の強化・拡大」の3つのトピックにおいて交流が行われました。会議の進行は，執行部報告の後に各単組が取組報告を行う流れですが，今回は単組間交流を充実させるため，執行部報告を簡略化し，単組報告の時間配分を大きくする試みがなされました。また，事前にいくつかの単組に話題提供を要請し，その報告を起点に議論を行いました。

大学・高等教育の充実



最初に，岡山大から「4学期制」について，島根大から「研究費問題」について話題提供が行われました。現在，学時期改革が進みつつあるいくつかの大学では，先行した岡山大での問題点が参考になっているとのことでした。研究費については，「一人あたりの研究費が30万円から3万円に激減した」，「自分で自分に寄付を行い研究費にしている」，「分析機器の修理が行えず機器目当てで来日している留学生を他大学に回している」などの厳しい状況が報告されました。また，人事についても，多くの大学で昇任や後任人事がストップするなどの状況が報告されました。

ハラスメント問題で，高知大では，相談員制度で相談後の処置を部局に戻すフローになっており，なんとかしてほしいとのことでした。山口大の情報によれば，厚生労働省のガイドラインには，ハラスメント相談の制度は中立ではなく被害者側に立ってデザインするよう書かれているとのことで，制度の見直しを働きかけるのに，このような情報も活用してみてはとのことでした。

軍事研究問題で，大分大では，岡山大と同様に安全保障技術研究推進制度の採択があり，その対応に苦慮しているとのことでした。

賃金・労働条件



最初に，山口大から有期雇用問題などについて話題提供が行われました。現在でも5年契約更新無期転換が認められない大学はまだ多く，中執から名古屋大などの成功事例を参考に活動をして欲しいと助言がなされました。

今回，いくつかの大学で労基署が入ったという報告がありました。ある大学では，「裁量労働制であっても，22～5時の勤務は夜間手当，土日出勤は休日

手当が必要」と，時間外労働については是正指導を受けたとのことでした。今回，労基署の動きが活発だったのは，高プロ制度導入に向けて現場の調査の意味合いがあったのではないかとのことでした。

岡山大の「研究教授」のような賃金上昇を伴わない肩書き採用の報告がいくつかあり，賃金を伴った昇任を行うよう大学に働きかけていく必要があると確認しました。

新年俸制について，文科相会見を行った中執から詳しい話を聞くことができました。文科省は，現行の年俸制に教員が移行することを平成31年3月にストップし，それ以降新たに着任する教員は，全員新しい年俸制に移行するよう準備を進めているとのことでした。新制度では，移行促進費という名の退職金前払い金が出なくなり，退職金を前払いにするか，退職時支払いにするかの制度設計は各大学に委ねられますが，財源がない以上，退職時支払いせざるをえないのではないかとのことでした。文科省は，現年俸制を十分な人数が移行し一定の成果をあげていると評価しており，中執は，現年俸制の問題点を反省することなく新制度の準備に取りかかっていることが問題だと指摘しました。

組織拡大



最初に，大分大から話題提供が行われました。大分大では，若手教員による研究交流会を立ち上げて活動を活性化しているとのことでした。

組合員の減少により，支部や部局単組などの分会を統合する動きがいくつかの大学から報告されました。組合員数はいずれの大学でも減少傾向にあり，体制維持が深刻な問題になりつつある様子でした。

会議で討議された内容をかいつまんで紹介しましたが，この他にも活動のヒントになる多くの情報を集めることができました。今後の活動に役立てて行きたいと思います。(藤原貴生)

単組だより 農学部職員組合から



芋掘りのご報告

農学部職員組合による恒例の芋掘りが，10月13日（土）に農学部附属山陽圏フィールド科学センターにて行われました。

幸運なことに，当日は過ごしやすい気温の下で実施することができました。今年は例年どおりの参加人数となり，総勢160名（大人101名，子供59名）にて280株の芋掘りを行いました。

今年初めて参加された方から毎年このイベントを楽しみにされている方まで、たくさんの芋を掘り出されました。小さなお子様と一緒に芋掘りを通して親子



ローカル線で行く！フーテン旅行記

第55回 日本の第九の故郷は鳴門！高德線

工学部単組 大西孝

年末になると聞こえてくるベートーヴェンの「第九」こと「交響曲第九番」。日本で初めて第九が歌われたのは、実は徳島県の鳴門市でした。今からちょうど100年前の1918年に、板東（ばんどう）町（現在の鳴門市）にあった板東俘虜収容所で、第一次世界大戦で日本の捕虜となったドイツ兵によって歌われたとされています。今回は、日本における第九の故郷を巡ってみたいと思います。

鳴門市に行くのであれば、鳴門線では？と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、板東俘虜収容所のあった旧板東町は高松と徳島を結ぶ高德（こうとく）線の沿線にあります。俘虜収容所の最寄り駅は板東駅ですが、特急が通過するのと、やや収容所跡まで距離があるので、一部の特急が止まる板野駅か池谷（いけのたに）駅から、路線バスを使うのも一つの方法です。ただし、この路線バス、2時間に1本の運行ですから、良く時間を確認して行く必要があります。



高德線と鳴門線の分岐駅である池谷駅。高德線（左）と鳴門線（右）の間に駅舎がある珍しい構造です。ここからドイツ館までバスで行くことができます。

バスは俘虜収容所跡の北へ700mほど離れた「鳴門市ドイツ館」前に着きます。この「ドイツ館」は、俘虜収容所でのドイツ兵の暮らしや地域の交流などの様子を展示する施設です。捕虜となったドイツ兵は板東俘虜収容所で人道的に扱われ、地域との交流も許されたため、音楽の演奏会やバターやチーズの製法の伝授など、本格的なドイツ文化が伝えられました。第九が日本で初めて鳴門で歌われたのもそういった経緯によるものですが、第九初演の際のエピソードなどもこの資料館で見ることができます。

次に、ドイツ館から北へさらに10分少々歩いて、

のふれ合いを楽しまれ、収穫の楽しさを実感していただけたのではないかと思います。また、例年同様、参加賞として全員にジュースやお茶等、子供さんにはお菓子も提供させていただき、収穫したたくさんの芋と一緒に持ち帰りいただきました。

来年度も秋空の下、ぜひ開催したいと思いますので、多くの組合員の皆様のご参加をお待ちしております。



大麻比古（おおあさひこ）神社へ向かいます。この神社は阿波国一宮として古い歴史を誇りますが、境内にはドイツ兵ゆかりの建築物が残っています。本殿からさらに奥へ進むと、うっそうとした木々の中の小道に石でできた古めかしい橋が架かっています。「ドイツ橋」と呼ばれるこの橋は、ドイツ兵が自国の土木技術を生かして地域との交流の一環として作ったもので、1919年（大正8年）に作られて間もなく100年を迎えますが、今でも大切に保存され、当時のドイツ兵が確かにこの地にいたことを伝えています。



日本とドイツの国旗がはためく「鳴門市ドイツ館」。俘虜収容所の開設から100年を経ても日独の交流は続いています。当時、収容所でドイツ兵が文化的に暮らしていたことがわかります。

最後に、長い大麻比古神社の長い参道を下り、東へ向かうと板東俘虜収容所の跡地に着きます。現在は「ドイツ村公園」として整備され、不幸にして鳴門で亡くなり、帰国できなかった捕虜の慰霊碑が木々の中に保存されています。収容所の建物などはすべて撤去されており、「ドイツ館」で見た収容所の写真と同一地点とは思えないほどですが、慰霊碑が当時の痕跡をわずかに伝えています。

今年は奇しくも第一次世界大戦の終結から100年を迎え、ヨーロッパでは記念式典などが開かれました。第一次大戦の激戦地とは遠く離れて日本にも、その影響があったこと、また国際的な緊張が高まっている今だからこそ、人道的に捕虜を扱った先人に学んでみる意義はあると思います。



ドイツ館から北へ歩いて10分少々で大麻比古神社へ着きます。七五三で賑わう境内ですが、この拝殿の裏にはドイツ兵が残した建築物があります。